

○大村市中小企業振興基本条例

平成25年12月19日

条例第35号

緑豊かな多良山系を東に仰ぎ、世界初の本格的な海上空港を擁する大村湾を西に望む大村市は、長崎県本土のほぼ中央部に位置し、高速交通の拠点都市、県央地域の中核的都市として発展してきた。

大村市の事業所の大多数を占める中小企業は、地域の雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらす重要な存在であることから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、大村市の産業、経済と市民生活全体にかかわる課題といえる。

中小企業が成長し、発展していくためには、中小企業者自らがまずその重要性を再認識し、自主的な努力を行っていくとともに、中小企業の振興が大村市の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと市民、行政などの地域社会の構成員が共有することが何より大切である。

そこで、中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に実施するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、市及び中小企業者等の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。

(3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う個人又は法人その他の団体（中小企業者等及び大企業者を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。

(2) 市、中小企業者等、大企業者及び市民が中小企業の果たすべき役割の重要性を理解し、協力して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業者の実態の的確な把握に努めるとともに、中小企業振興施策を総合的に推進しなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

（中小企業者等の責務）

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適應するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければならない。

2 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第6条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業振興施策が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業の創業及び中小企業者の新技術開発を促進すること。
- (3) 中小企業者の資金調達を円滑化すること。
- (4) 中小企業者の産学官連携を促進すること。
- (5) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。

(財政上の措置)

第9条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を公表するものとする。

(中小企業振興会議)

第11条 中小企業振興施策に関する事項を調査審議させるため、大村市中小企業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。